

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第39回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年10月26日（金） 13:58～14:57

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かをり、関口 博正、
辻 正次、東海 幹夫、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上8名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、安藤 英作
（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策
課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、
海野 敦史（料金サービス課企画官）、杉野 勲（電気通信技術システム課長）、飯
倉 主税（電気通信技術システム課企画官）、森下 信（番号企画室長）
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3046号】

2 諮問事項

接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に
係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正について【諮問第3049号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員全員ご出席でございます。なお、酒井委員は途中で退席されるということでございます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件であります。

では、まず初めに諮問第3046号「電気通信番号規則の一部改正」について審議したいと思います。

本件は、総務大臣の諮問を受けまして、本年9月4日開催のこの部会において審議を行い、10月4日まで意見募集を行いました。その後、意見募集で提出されました意見を踏まえまして、電気通信番号委員会において調査・検討いただきました。本日は、電気通信番号委員会主査の酒井委員より、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。では、よろしく申し上げます。

○酒井委員　それでは、ご報告いたします。今の部会長のご説明にあったとおりでございますけれども、まず、お手元の資料39-1をご覧ください。この概要につきましては、そのうちの8ページ目でございます。中身としては、携帯電話に係る電気通信番号として、今まで090、080だったんですけれども、これに対して従来PHS等で使っております070番号を指定可能にするといった内容でございます。

この改正案につきましては、今年の9月5日から10月4日までの間、意見募集が行われました。これを受けて、提出された意見に対する電気通信番号委員会としての考え方を整理いたしまして、報告書として取りまとめたところです。電気通信番号委員会としては、1ページ目の報告書にありますように、本件は、電気通信番号規則の一部を改正する省令案——本件ですね——については、諮問のとおり改正することが適当であるといった形でご報告いたします。

提出されました意見及びその考え方につきましては、報告書の別添として、この横になっているところですが、2ページ目から6ページ目にまとめております。この具体的な内容につきましては、総務省のほうからご説明をお願いいたします。

○森下番号企画室長　それでは、今回の意見募集の結果についてご説明させていただきます。今回、電気通信事業者から2件、個人の方から6件のご意見を頂いてございます。

資料2ページ目の意見1でございますが、携帯電話への070番号の開放は必須事項であり、関係規定の改正に賛成と。また今後においては、答申にも示されているとおり——この答申というのは今年3月の情報通信審議会での答申のことだと存じますが——携帯電話とPHS間における番号ポータビリティの実施をすべきであるとのご意見でございます。

それについての委員会の考え方でございますが、本省令案に賛成のご意見として承りますとしてございます。意見後段の「今後について」の部分につきましては、番号ポータビリティについては本意見募集の対象外でございますが、各事業者において調整等が進められているところであり、最終的には利用者から見て、携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないこと等が重要であるとしてございます。

次に、意見2でございます。携帯電話の電話番号の確保は喫緊の課題であり、070番号を携帯電話へ指定できるように、速やかに電気通信番号規則の一部を改正すべきとのご意見でございます。

考え方といたしましては、本省令案に賛成のご意見として承りますとしてございます。

次のページ、意見3でございます。070では携帯電話かPHSか判別できないことから、現在携帯電話で利用している090、080の後の数字を8桁から9桁に一斉に桁を増やす手法が望ましいとのご意見でございます。

考え方につきましては、090と080番号を桁増しするということは、現在携帯電話を利用されているすべての利用者の方々の電話番号を変更するということにつながりますので、大変大きな影響があるということで、相当な費用や期間を要することから、適当ではないとしてございます。なお、070に続く4桁目の番号、ここではCということで表現してございますけれども、PHSではCが5か6、携帯電話では1から4または7から9とすることとしてございまして、070番号における携帯電話とPHSとの識別性の確保を図っていくということを書いてございます。

次に、意見4でございますが、個人の方お2人から同趣旨のご意見でございまして、携帯電話とPHSは異なるサービスであると。070はこれまでどおりPHSの番号として、現在使用のない060など他の未使用の番号を携帯電話用として割り当てることを提案するとのご意見でございます。

考え方といたしましては、携帯電話とPHSは両サービスとも音声サービス、データ通信サービスを主要なサービスとしており、基本的なサービスに特段の違いは認められないとしてございます。また、携帯電話とPHSとの識別性の確保については、070の次の数字Cにより識別可能であり、また070番号は現在携帯電話で使用している090、080番号との連続性がある点で、070番号を携帯電話に開放することは適当であるということとしてございます。

次のページの意見5でございます。080、090番号帯について、携帯電話事業者が有効利用する努力をしていないということで、反対であると。有効利用した上で、それでも電話番号が不足する場合には、020などを使用すべきであるとのご意見でございます。

考え方といたしましては、現在の番号需要等現在の状況を踏まえますと、今後の携帯電話の需要に耐えうる番号容量を確保することは必要であるとしてございます。また考え方の中段、第2パラグラフのところでございますが、各携帯事業者においては、解約された番号は一定の休止期間を設けた上で再利用しているということなど、一定の番号の有効利用の取り組みをされているということを書き添えさせていただいてございます。

次のページ、意見6でございます。ウィルコムの実行サービスに重大な支障を来すおそれがあり、また携帯電話で070番号を使うことで、PHSからの発信と誤認するという問題があるとのご意見でございます。

考え方といたしましては、携帯電話への070番号の開放については、ウィルコム及びソフトバンクから賛同を頂いているということ、また携帯電話とPHSとの識別の確保については、070の次の数字Cにより識別可能であるということについて記載してございます。

最後に意見7でございますが、各事業者において、070番号の電話番号を発行する際に、一定の工夫をするように努力願うと。例えば070番号を非音声契約に優先あるいは特化して利用し、音声系は従来の080、090番号、これは各携帯電話事業者さんの手元にまだ残っている番号というご趣旨だと存じますが、それらの利用にとどめるようにするというご意見として頂いてございます。

考え方といたしましては、携帯電話については音声系の利用を含め、需要増加が見込まれているということをございまして、早急に携帯電話への070番号の開放を図ることは必要であるとしてございます。また、各事業者における080、090番号の手元

に残っている番号につきましては、事業展開に当たって常に一定の未利用番号は予備として必要であり、音声系、非音声系の利用を問わず、今後の電話番号数の早急な拡大を必要としているところであるということを書かせていただいております。

今回の意見募集でのご意見、考え方の概要につきましては、以上のとおりでございます。

- 根岸部会長 ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問なりご意見ございましたら、どうぞ、お願いいたします。
- 佐々木委員 この今の意見を読みますと、企業は賛成しているが個人は反対しているということになるかと思うんですね。今回だけではないんですけれども、審議会全般として、やはりパブリックコメントというのは、それを聞いて、またゼロからちゃんと考え直すというために聞いているわけなので、答えありきのような形でパブリックコメントを聞く、そしてまた今のだと、070はとても不便だと利用者が言っていることに対して、例えばウィルコム及びソフトバンクから賛同を頂いておりますなんていうのは全然答えになっていなくて、企業がオーケーと言ったからやるんですではなくて、利用者が嫌だと言っているということに、どのように真摯に審議会や委員会が応えるかということに变革していかない限り、世の中は動かないのではないかと思っていて、今、ちょっと伺っている中では、大変この形式的な意見の募集と考え方の説明にがっかりしております。利用者という立場を無視しているように思えるということだけ、意見を申し上げたいと思います。
- 根岸部会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。
- 宮本委員 今の佐々木先生のご意見、よくわかるんですけれども、私もいろいろな地方自治体の委員をしまして、賛成意見というのはあまり来ないんですよ。個人から来る場合は。ですから大体反対意見が来るので、反対意見が多いということにはならない。私は基本的にはこの原案に賛成でございます。
- 以上です。
- 根岸部会長 事務局、あるいはもしよろしければ酒井さん。
- 酒井委員 そうですね。確かに可能性として、070に電話をかけて、今までみたいに相手がPHSだと思ったら、そうじゃないってことがあり得るので、それを070-Cで区別するとなっているけれども、これが区別できるかということに対する懸念だと思うんです。

ただ、じゃあ、かわりに080、090で桁増しというと、全利用者に影響が行くわけで、本当にそこまで考えて利用者が反対なのかということ、多分そうではないんじゃないかと私どもは解釈して、これはもう070-Cである程度区別できるし、いろいろ努力すればそこは何とかなるんじゃないかということで、全体の意見としては、これはそこを使うほかないだろうなというのが現状の認識だったんです。

- 佐々木委員　　そうすると、結局この個人の方がおっしゃっているような020とか060とか、何かそういった違う番号は全く不可能であるという前提なわけですね。
- 酒井委員　　不可能というわけではないんですが、現在これの次の計画タスクがございまして、それでは、また020とかそのあたりにするかということ、070がまだ空いているところが十分あるので、全体としてはやりやすいということが事実です。
- 佐々木委員　　そうですね。多分、これ、公開されると思うので、こういったものが、多分一般の人が聞いていると非常に不思議な議論だと思うんですね。今のその070はやりやすいと、企業はいいと言っていると。しかし、利用者はちょっと不便があるんじゃないのということをせっかくのパブリックコメントで言ってきているわけですから、私が1人でここで今の時点で何か言っても変わらないということもわかっていて、議事録にも残していただきたいし、公に問うという形でコメントをしたいと思うんですけども、確かにどの審議会もそうなんですけれども、専門家の皆さんから考えるとAだよねとみんなが合意することを、今、やはり時代の流れとして、国民にパブリックコメントで求めると。その人たちの意見を聞いて、真摯に専門家も頭をひねり直すということをしていかないと、改革が起きないように思いますし、こういった議論がもしここだけにスポットライトを当てられて、もしもメディアに出ていけば、大変不思議な審議になっていると私は感じているということだけを、意見として申し上げたいと思います。
- 森下番号企画室長　　総務省のほうからも。今回の携帯電話に070の番号を使っていくということについては、その理由とか必要性につきましては、今も酒井先生からご説明いただいたとおりでございますけれども、利用者の方々に不便、不都合が生じないようにしていかなければならないというのは、確かにそのとおりでございまして、関係事業者とも連携して、よりよい方向に取り組んでまいりたいと思っております。
- 根岸部会長　　どうぞ。
- 長田委員　　佐々木委員がおっしゃっていることが、本当に審議会のあり方としてもとても大切なお話だと思います。この070の次の番号で区別ができるというのは、もう

ほとんど役に立たないことなんだろうなとも思います。何番だったかを覚えておかなければいけないわけですから。

それで、今現在携帯電話の番号が足りない、どこかを出さなければいけないということと、それから桁増しというのは、もう本当にそれは携帯電話の番号の場合は不可能だと思うんですね。みんな電話帳に入っている番号をそのまま押しているの、それを全部自動的に桁増ししてくれるということがない限り、昔の固定電話で桁増しが行われたのとはちょっとまた違うということで難しい。

じゃあ、ほかに出せる番号は、今のところは070が一番いいのだということだとしたら、それで進めるのだとしたら、やはりPHSなのかそうでないのかということで変わるサービス、例えばショートメールサービスが今のところ受けられないとかいうことがあると思いますので、そこが何とか共通で使えるようにできるとか、それからあとは何か発信したときに、直前に相手がPHSかどうかを確認できるとか、何かそういう付加的なイメージ的にわかるサービスを、070が開放されるより前にぜひ実現していただきたいと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。佐々木委員のお考えは、多分この問題だけではなくて、全体としてパブリックコメントを付して、そしてそれに対する対応ということについてご意見をいただいたということで、これは今後参考にとということで、よろしくお願ひしたいと思います。

この案件についてはどうでしょうか。

○酒井委員　あと、ここに書いてはないんですけども、今、長田委員がおっしゃった区別ができるような努力というのは、かなりできそうなんですよね。

○森下番号企画室長　はい。まだ、PHS事業者さんのほうからは調整中と伺ってございますけれども、将来の番号ポータビリティの導入を見据えまして、PHSに電話をかけられたときに、その識別音を入れることで、自分がPHSにかけているんだということが発信者に認識していただけるように、そういうシステムの導入を、できれば早い段階から入れていくことを検討していると聞いてございます。

○長田委員　すみません。今現在、もうその発信のときに識別音が出るキャリアがありますよね。そこと、イメージ的に絶対はっきりわかるものにしていただかないと、本当にそれはむしろ混乱を起こすと思いますので。

○森下番号企画室長　それはおっしゃるとおりです。

○長田委員 同じグループですから、ぜひ調整していただきたいと思います。

○根岸部会長 はい、どうぞ。ほかにございますか。

それではいかがいたしましょうか。佐々木委員も、こういう案件の問い方、それから答え方というか、あるいは対応の仕方、これについて問題があるというお話でございしますが、それはよくわかりました。そして、それは今後の参考意見ということにさせていただきますが、この案件についてはいかがでしょうか。

○佐々木委員 これが私の会社であれば突き返します。はい。それだけコメントしておきます。

○根岸部会長 はい、わかりました。ほかの委員の皆さんは、それでよろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、この答申は、委員会の内容と同じ7ページのところに、この部会あるいは審議会の答申として、同じものを出すということにさせていただきます。

それでは、どうもありがとうございました。

次に諮問事項に移りたいと思います。

それでは、諮問第3049号、ちょっと長いものでありますが、基本的には接続規則の改正と申しますか、LRICの改定を踏まえました接続料の規則の改正、それからユニバーサルサービスについてもこれは関連いたしまして、それについての改正ということでございます。

それでは、総務省から説明をお願いいたします。

○海野料金サービス課企画官 それでは、資料39-2に基づきまして、今般の省令の改正の概要について説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、資料1ページ目が諮問書でございます。電気通信事業法の関係規定に基づきまして、接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令及び基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を資料改正するべく諮問させていただくものでございます。

2ページをご覧ください。まず、今般の改正の背景について説明申し上げます。

NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能をはじめとする電話網に係る機能の接続料につきましては、平成23年度及び平成24年度の2年間を適用期間といたしまして、現行の長期増分費用方式、いわゆる第五次モデルによって算定されております。

今年度末の第五次モデルの適用期間の終了を見据えまして、総務省では昨年7月からモデル見直しのための長期増分費用モデル研究会を再開いたしまして、本年3月に第五次モデルを改修した改良モデルを取りまとめております。

これを受けまして、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」につきまして、本年4月に情報通信審議会に諮問を行いました。その結果、本年9月25日に、平成25年度から平成27年度までの長期増分費用方式に基づく接続料の算定においては、改良モデルにおける改修に加えまして、PSTNからIP網への移行の進展を考慮した一定の補正措置を導入した新たなモデル、いわゆる第六次モデルを適用することが適当であるとする旨の答申を受けたところでございます。この答申につきましては、お配りした別紙1に添付してございます。

今般諮問させていただきます省令の改正につきましては、この答申の内容を踏まえまして、関係する3つの省令に係る所要の規定整備を行うものでございます。3つの省令と申しますのは、諮問書のところで申し上げました接続料規則、接続料規則の一部を改正する省令、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則でございます。

それでは、次の3ページをご覧ください。今般の主な改正の概要につきまして説明申し上げます。まず、接続料規則の改正についてでございますが、3ページ中ほどの1番の(1)にございますとおり、第六次モデルの導入に伴う接続料算定方法の一部変更に伴うものが、その主な内容となります。

この一部変更の具体的な内容につきましては、大別して3点ございます。1点目は3ページの囲み内、答申の抜粋部分の3の(1)のアにございますとおり、回線数の減少に適切に対応したネットワーク構成の見直しに関するものでございます。これは、モデル上におけるNTT東西の加入者回線の収容局につきまして、現行モデルでは加入者交換機設置局、いわゆるGC局か、又は加入者交換機のない遠隔収容装置設置局、いわゆるRT局かのいずれかでしかないところ、これらに加えまして、新たに簡易遠隔収容装置設置局、いわゆる局設置FRT局を追加するというものでございます。

局設置FRTと申しますのは、局舎内部に設置する、き線点遠隔収容装置相当の装置のことでございます。本来、き線点遠隔収容装置ないしき線点RTは、き線点に設置されまして、メタルケーブル配線を光ファイバに多重化して、加入者交換機までの区間の伝送を効率よく行うための装置でございますが、モデル上、この機能を局舎内部に設置

される局設置F R Tが担うこととするものでございます。

このような局設置F R Tの導入が必要となりましたのは、昨今のP S T Nに対する需要減少局面におきまして、収容回線数が比較的少なくなった小型の局舎で一定の技術的条件を満たすものにつきましては、従来のR T局ではなく、この簡易な局設置F R T局とすることといたしまして、それによってモデル上のネットワーク設備を、回線数の減少に対応して一層効率的なものとするということを期したためでございます。

具体的に申し上げますと、局舎のメタル電話回線需要等が、き線点遠隔収容装置の最大収容回線数に一定の回線収容率を乗じた値以下、すなわちメタル電話回線数がおおよそ5 0 0回線以下で、かつ局舎の需要に、き線点遠隔収容装置に技術的に収容できない回線がないところにつきましては、簡易遠隔収容装置を備えた局設置F R T局とすることとしております。なお、G C局とR T局との区別につきましては、局舎への総収容回線数が1万2千を超える場合にはG C局、それ以下の場合にはR T局としておりまして、この扱いは従前のおりでございます。

2点目は、4ページの囲み内上部のイのところでございますとおり、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保に係る措置の導入に関するものでございます。具体的には、モデル上、R T局における非常用電源装置といたしまして、従来は蓄電池のみを設置することとしておりましたところ、蓄電池のみでは広域かつ長時間の停電への対応が困難になるという東日本大震災での経験を踏まえまして、新たに4 0台の可搬型発動発電機をR T局及び局設置F R T局に配備するというものでございます。この可搬型発動発電機は、これまでモデルが想定してきた電力設備には全くなかったものでございますので、今般の改正省令案の中で、新たに設備量や投資額の具体的な算定方法等について規定することとしております。

3点目は、4ページ下部の4番のところでございますとおり、P S T NからI P網への移行の進展を踏まえた一定の補正措置を導入することに関するものでございます。

具体的には、近年P S T Nに係る設備への投資が減少しているということを背景として、実際のネットワークでは法定耐用年数を経過した設備の割合、いわゆる償却済み比率が相対的に上昇しているという現状を踏まえまして、モデル上の交換機関連設備の減価償却費及び正味固定資産価額につきまして、一定の補正比率を乗じる補正を行うというものでございます。この補正は3年間で段階的に行うこととなっておりますので、改正省令案上も年度ごとの補正割合を定めることとしております。なお、この改正内容に

つきましては、新規の措置ながら、さしずめ3年間の措置であるということで、省令の附則部分に規定することとしております。

その他の接続料規則の改正事項といたしまして、資料5ページ中ほどの(2)のところにございますとおり、平成25年度の接続料算定に用いる主な入力値の更新がございます。入力値の更新につきましては、可能な限り最新のデータを用いるという観点から、毎年定期的に行っておりまして、今般も同様にこれを行うというものでございます。なお、この更新は長期増分費用モデル研究会の検討結果も踏まえたものとしております。

続きまして、資料6ページ以下の接続料規則の一部を改正する省令についてございます。こちらの省令は、これまでの経過措置に係る改正事項を定めたものでございますので、改正の内容も経過措置に係るものとなります。この省令の主な改正点は3点ございますが、いずれも従前の経過措置を継続するというものでございます。その意味におきまして、これから申し上げる3点につきましては、実質的には従前の措置に係る期限の延長のための改正という形になっております。

その3点の改正点のうちの1点目でございますが、資料6ページ上部の2番の(1)のところに記しておりますように、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への全額算入措置につきまして、平成27年度まで引き続き行うというものでございます。

このき線点RT-GC間伝送路コストは、通信量に依存しないNTSコストの一部でございますので、本来は基本料の費用範囲の中で回収することが原則となります。しかしながら、ユニバーサルサービス制度における補填対象額の算定におきまして、この制度における利用者負担の抑制を図る観点から、加入電話に係る補填対象額を高コスト地域における一定の基準単価を超える額としていることの効果といたしまして、この高コスト地域の補填対象額の大部分を占めると考えられる、き線点RT-GC間伝送路コスト相当額が、実質的には補填対象外となっております。

その結果といたしまして、NTT東西のみが、このき線点RT-GC間伝送路コスト相当額を負担することとなることを回避する観点から、平成19年9月の情報通信審議会の答申におきまして、当分の間、このコストを接続料原価の一部に算入するということとなりました。これによりまして、平成20年度以降、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入が段階的に行われまして、平成23年度以降はそのコストの全額が接続料原価に算入されてきております。今般の答申におきまして、この算入は引き続き行うこととされたので、平成25年度から平成27年度までの期間におい

ても、引き続きこのコストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定の整備を行うというものでございます。

2点目は、7ページの中ほどの(2)のところにございますとおり、接続料算定に用いる通信量につきまして、前年度下期と当年度上期の通信量を合算して通年化した予測値含みの通信量を平成27年度まで引き続き採用するというものでございます。今般の答申におきましては、この通信量の扱いにつきまして、平成22年の答申の時点から状況に大きな変化は見られず、現時点では現行の予測方法を変更する必要は特段ないものと考えられることから、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを引き続き採用することが適当である旨が示されております。したがって、このような方法を継続するために、所要の規定の整備を行うものでございます。

3点目は、同じく7ページ下部の(3)のところにございますとおり、NTT東西各社の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定、いわゆる東西均一接続料の扱いを平成27年度まで継続するというものでございます。今般の答申におきましては、平成22年の答申時の状況から、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化が認められないことから、平成25年度以降の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当である旨が示されております。これを踏まえまして、第六次モデルによって算定される接続料につきましては、引き続き東西均一とすることを確保する観点から、平成25年度から平成27年度までの間も、NTT東西各社の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定することとするために、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上が、接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の改正の概要でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、今回は基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則、これを便宜上算定規則と称させていただきますが、こちらの改正も同時に行うこととしております。

算定規則は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金の額等の算定に関するルールを定めたものでございますが、その算定に必要な設備管理部門の基礎的電気通信役務原価につきましては、長期増分費用方式を用いて算定しております。そこで、8ページの3番のところにありますとおり、今般の第六次モデルの導入に伴いまして、算定規則の関係部分も接続料規則と同様の改正を行うというものでございます。

続きまして、9ページ以降の横長の新旧対照条文の資料に基づきまして、具体的な改

正内容のポイントについて説明申し上げます。まず、接続料規則における第六次モデルの導入に伴う接続料算定方法の見直しに係るものでございます。新旧対照条文の資料をご覧いただきたくと思いますが、右側に現行規定、左側にその改正案が記されておりまして、改正を要する箇所には下線が付されております。

資料9ページから18ページまでの接続料規則別表第1の1につきましては、接続料規則6条3項に基づきまして、LRICモデル上算定する費用等に関して整理すべき対象設備の区分を規定したものでございます。ここでは、新たに導入することとなりました局設置簡易遠隔収容装置、すなわち局設置FR Tにつきまして、設備区分の関係各所で新たに規定しております。先ほど申し上げましたとおり、局設置FR Tは、き線点遠隔収容装置に相当する装置を局舎に置くものでございますので、省令上、本来「局設置き線点遠隔収容装置」などと表現する余地もございましたが、き線点はあくまで局舎の外部に位置するものでございますので、これを局設置き線点と表現するのは適当ではないと思われまます。したがって、ここでは装置自体の簡易性に着目いたしまして、局設置簡易遠隔収容装置と規定しております。

18ページ・19ページの別表第1の2につきましては、電力設備等の附属設備等を規定するものでございます。先ほど申し上げました可搬型発動発電機の追加につきましては、ここで規定しております。

20ページから60ページまで続きます別表第2の1につきましては、資産としての各種設備に係る正味固定資産価額の算定方法とともに、その基礎となります投資額等の算定方法等について規定しているものでございます。ここでは先ほどの別表第1の1及び第1の2におきまして、新たに局設置簡易遠隔収容装置及び可搬型発動発電機を追加したことに伴う所要の改正を行うこととしております。

局設置簡易遠隔収容装置ないし局設置FR Tの設置基準につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、これが資料22ページの中ほどに規定されております。また、局設置FR Tの設備量、投資額の算定方法につきましては、22ページ下部のその次の枠に規定されております。設備量につきましては、局舎ごとに1ユニットとしております。投資額につきましては、装置が電話回線と専用線の双方を収容する場合の投資額と、電話回線のみを収容する場合の投資額とをそれぞれ局舎ごとに算出いたしまして、いずれか安いほうの額を採用することとした上で、すべての局舎の装置投資額を合算する形で算定することとしております。

他方、可搬型発動発電機の設備量、投資額の算定方法につきましては、資料56ページに規定しております。モデル上、可搬型発動発電機は合計40台設置することとなっていることを踏まえまして、その設備量につきましては、すべてのRT局及び局設置FRRT局を所要電流値に応じて分類いたしまして、所要電流値ごとの局舎数の比率に総台数を乗じる形で、所要電流値ごとの可搬型発動発電機の台数を算出することとしております。投資額につきましては、そのそれぞれの台数に所要電流値を乗じた値に、電流当たりの機器単価を乗じた値を合算いたしまして算出することとしております。

少々飛びまして、資料84ページ以下の別表第3の様式第1及び様式第2、それから98ページ・99ページの別表第5の様式につきましては、それぞれ接続料規則6条4項の規定に基づく固定資産明細表、固定資産帰属明細表、設備区分別費用明細表でございます。今般の局設置簡易遠隔収容装置及び可搬型発動発電機のモデルへの追加に伴いまして、これらを新たな項目として様式に追加することとしております。

次に、108ページ・109ページの附則をご覧ください。附則6項、7項におきまして、先ほど申し上げました交換機関連設備の減価償却費に係る段階的な補正の方法につきまして、所要の規定を設けることとしております。まず、附則6項におきまして、補正の対象となる交換機関連設備の正味固定資産価額及び減価償却費の額から、その一部を控除する旨を規定しておりまして、その具体的な補正方法につきましては、附則7項において規定しております。補正の初年度に当たる平成25年度の接続料原価の算定においては、要補正分の3分の1相当を控除するものとしまして、翌年度の平成26年度においては3分の2相当、平成27年度においては3分の3相当を段階的に控除するものとしております。

以上が、モデルの改修に伴う接続料算定方法の一部変更についての改正内容でございます。

一方、平成25年度の接続料算定に用いる主な入力値の更新の具体的内容につきまして、簡潔に補足申し上げます。今般の入力値の更新につきましては、毎年度の数値のアップデートに関わるものと、モデルの改修に伴うものがございます。前者につきましては、各事業者から提案いただいた利用実績や将来の予測値などを踏まえて算定しております。いずれの入力値も、長期増分費用モデル研究会におきましてご了解を頂いたものとなっております。数値は多岐にわたりますので、詳細は割愛させていただきますが、資料をお戻りいただきまして、61ページ以下の別表第2の2が、正味固定資産価額の

算定に用いる入力値の更新でございます。91ページ以下の別表第4の3が、費用算定に用いる入力値の更新でございます。

続きまして、接続料規則の一部を改正する省令における経過措置に関する具体的な改正内容のポイントにつきまして、簡潔に説明申し上げます。縦長の資料の100ページ以下の附則7項及び8項におきまして、先ほど申し上げましたき線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入を平成28年度3月31日、すなわち平成27年度末まで継続する旨を規定しております。答申の趣旨に沿いまして、局設置FRT-GC間の伝送路コストにつきましても、き線点RT-GC間伝送路コストと同様の扱いとしております。

なお、この算入に伴いまして、原価算定の重複を避ける観点から、き線点RT-GC間伝送路コストのうち、公衆電話機から発信される通信に係るもの等に関しましては、接続料原価に算入しないことを措置するための附則9項から12項までの規定につきましても、併せて平成27年度末までとしております。

次に、資料106ページ・107ページの附則14項から16項についてでございます。こちらは、先ほど説明申し上げました通信量の扱いにつきまして、これまでどおり前年度下期と当年度上期の合算値を採用することを平成27年度末まで継続する旨を規定したものでございます。また、107ページの附則17項でございますが、こちらは先ほど申し上げました東西均一接続料の扱いにつきまして、従前どおりとすることを平成27年度末まで継続する旨を規定したものでございます。

続きまして、接続料規則等の一部を改正する省令に係る附則の案につきまして、説明いたします。まず、資料108ページの附則1項におきまして、今般の改正後の内容につきましては、平成25年4月1日から施行することとしております。ただし、一部の手続きにつきましては施行日の前に実施する必要がございますので、例外規定を設けまして、公布の日から施行することとしております。公布は来年1月を予定しております。

公布の日から施行する事項といたしましては、NTT東西が平成25年度の接続約款を定めるために必要となる各種手続きでございます。具体的に申しますと、附則2項に規定しております第一種指定電気通信設備に係る費用等の整理手順を定めた総務大臣の通知、附則3項に規定しております接続約款変更申請、それから附則4項に規定しております申請に対する総務大臣の認可でございます。これらは、通常、接続料の認可が適用年度の前年度末に行われているという実態を踏まえまして、改正後の接続料規則等の

施行前においても、改正後の内容に即した所要の手続きを行わなければならないということから措置しているものでございます。なお、減価償却費等に係る補正措置を定めております附則6項及び7項につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますので、省略させていただきたいと思っております。

最後に、資料110ページ以下の算定規則の改正につきまして、少々補足申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、今般の接続料規則等の一部改正に伴いまして、同時に算定規則の関係部分、具体的には別表及び附則部分でございますが、こちらも同様に改正することとしております。改正事項につきましては、これまで説明申し上げました接続料規則等の改正内容に準じておりますので、その詳細は割愛させていただきたいと思っております。

算定規則の施行日につきましては、資料173ページの附則1項にございまして、接続料規則等と異なりまして、平成26年5月1日を予定しております。これは、平成25年度に適用される交付金・負担金の額等の算定に関しましては、今月2日に既に諮問させていただいたとおりでございまして、平成26年度に適用される交付金・負担金の額の算定に関しましては、平成24年度の原価に基づいて算定されます関係上、現行の第五次モデルが適用となりますため、第六次モデルが用いられるのが平成27年度に適用される分、すなわち平成26年度認可分以降となるということに基づくものでございます。

説明は以上でございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

- 根岸部会長　それでは、ただいまご説明いただきましたが、どうぞご質問、ご意見ございましたらお願いします。
- 辻委員　確認ですが、可搬型発動発電機、これはRT局に40台という理解で、全体ではRT局の総数掛ける40ということですね。
- 海野料金サービス課企画官　いえ、RT局のすべてに設置するというのではなくて、RT局と局設置FRT局に40台、それぞれ局舎の需要に応じて設置するという形になっております。
- 辻委員　40台というのは総数ということですか。
- 海野料金サービス課企画官　40台は総数でございます。
- 辻委員　はい、わかりました。
- 根岸部会長　はい、どうぞ。ほかにございましたら。

○宮本委員 7 ページの一番上の囲みのところなんですけれども、囲みの一番最後の段落のところ「以上のことから、平成25年度以降云々」とありまして、その下で「あくまでも当分の間の措置として」と書かれてありますけれども、ちょっとご参考までに伺いたいんですけれども、「当分の間」って大体どの程度の期間を考えておられるんでしょうか。

○海野料金サービス課企画官 き線点RT-GC間伝送路コストの扱いにつきましては、平成19年の情報通信審議会の答申におきまして、「当分の間」ということで、接続料原価への算入措置が行われまして、以来段階的にこれが行われて、現在、このすべてのコストが算入されております。本年9月の情報通信審議会答申におきましても、具体的な終期は明示されておきませんが、少なくとも改良モデルが適用となる平成25年度から27年度までの間は、引き続きこの措置を継続するという形で整理されております。

したがって、少なくとも平成27年度まではこのような扱いが続くということになるかと思いますが、他方でこの話はユニバーサルサービス制度の在り方とも大きく関わってまいりますので、その在り方の検討状況等も見据えながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○宮本委員 ありがとうございます。

○根岸部会長 では、ほかにどうぞ。

○東海委員 今回の宮本委員のご質問に対する蛇足を一つということで。

ずっとそのことにかかわってまいりましたけれども、接続料原価の中に、もともとはNTSコストが全部入っておりました。これは、接続料原価というのはいわゆる従量制、センシティブな形態・コストでなければならないということで、この6年ほど前ですか、NTSコストを全部除くという理屈上の正しい整理をさせていただいたというところがございます。

NTSコストの除き方については少し段階的にということで、5年間でたしかもう終わったと思っておりますので、このことは済んだんですが、それを実施する過程において、そのままですとユニバーサルサービスのコストというのがNTSコストを全部負担することになって、き線点RT-GC間伝送路コストも基本料で負担するという形になってしまうので、その分については、諸般の事情というのはやはりユニバーサルサービスの負担というもののバランスといたしましうか、軽減といたしましうか、利用者の負担の程度というものを勘案して、これを接続料原価で負担するというのを、しばらく経

過的に続けなきゃいけないというのが「当分の間」という言葉の中に、しかも今回の答申の中には頭に「あくまで」とあえてつけて。

○宮本委員　そうですね。非常に抽象的な感じですが。

○東海委員　強調しながら続けてきているわけでございます。ただし、今、事務局からお話がありましたように、今、ちょうどIP化の流れが強まってきておりますので、当然のことながら、接続料原価そのものの算定のあり方論と同時に、相対のユニバーサルサービスの制度のあり方も、もう今回の適用を終えるぐらいの時期には、新しい形に議論を進めていかなきゃならないというので、私は別に当分の間というのほどこまでかと言えません。私自身も全然わかりませんが、おそらくこの近々の議論の過程の中で、何らかの形でもって、そういう措置でない形の方向が少し見えてくるのではないかと考えております。まさに蛇足でございました。

○宮本委員　ありがとうございました。

○根岸部会長　ありがとうございました。ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、今、諮問された案につきまして報道発表するほか、広く意見の募集を行うということにいたします。本件改正を踏まえた接続約款は、平成25年度の初めから適用されるということが、接続事業者を含めた全体の利益につながると考えられますので、認可申請の期間を考慮いたしまして、意見招請は1回として、この11月26日までの間実施したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

また、この意見を踏まえまして、接続委員会・ユニバーサルサービス委員会両方ですが、この両委員会におきまして調査検討をいただいた上で、最終的にこの部会にまた報告いただいて、検討いただくということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。それではそのように決定させていただきます。ありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれで終了したということでもあります。何か委員の皆様、はい、どうぞ。

○関口委員　ちょっと話を蒸し返すことになってしまうので恐縮なんですが。

○根岸部会長　どうぞ。

○関口委員　資料39-1につきまして、私は電気通信番号委員会に関与していなかつ

たので、ちょっと発言を控えておろうと思っていたんですが、先ほどの佐々木委員のご発言によって、やはりこの「考え方」への対応がこれで構わないかどうか、ずっと考えていたんですね。

今回、個人の方のコメントというのは、ウィルコムさんが従来PHSに割り当てられていた070番号同士だと無料だということで、ユーザーを増やしてきたという経緯があるわけですね。その方たちが誤認をして、PHSではない携帯電話のほうに電話してしまって、しかも大体長電話する方たちが無料だと思って長電話するというので、うちの子たちも3時間ぐらい平気で電話してますから。ラインだとか安くなって。そう考えると、その方たちが誤認をして高額な請求通知を受けるのはたまらないという気持ちは、これは確かにそういうリスクってあるわけですね。そのことについて、やはり「考え方」は問いかけに答えるべきだとは思うんですね。

しかも考え方の中にも、ウィルコムも、それからソフトバンクは賛同しているというところまでの踏み込みはあるわけですので、そういったことを考えると、やはりなお書きとして、可能であればPHSユーザーの不利益を回避するための対応を事業者に求めるような内容の文言がやはり一言欲しいなと思っているんですね。具体的にこの「考え方」にどう反映させるのが適切かは、部会長にご一任できればと思うんですが。

- 根岸部会長　なるほど。
- 関口委員　やはりこのままほったらかしで、具体的に言うとそのPHSユーザーが不利益をこうむることの指摘があつて、しかも水面下では実は対応途上であるということは、今、総務省のほうからも説明があつたわけですので、この問いかけに現時点で答えられるような内容で、やはり一言あつてしかるべきだろうと思うんですね。お答えいただければ。
- 根岸部会長　わかりました。また、戻してちょっと審議ということで申しわけありませんが、審議させていただきますが、資料39-1の別添で考え方(案)というのがありますが、この考え方(案)の、今のお話であればおそらく考え方6のところに対する対応なんですよ。これについて、これだけではなくて、利用者の利便という点について考慮すべしと。現在あるいはそれがあつた程度行われつつあるというようなことですね。
- 関口委員　そうですね。4と6、両方にかかってくると思いますけれども。4のほうにもかかってくる内容ですが。
- 根岸部会長　そうですね。はい、わかりました。ほかの委員の方、どうでしょうか。

そのようなことを付加するということですね。どうぞ。

○佐々木委員　私も申し上げたいのは、つまりせっかく専門の委員の方が集まって検討していらっしゃるわけなので、一般の人が知り得ないことをいっぱい知っている中で検討されていると思うんですけれども、一般的にこれだけを読むと対話になっていないというか、あしらわれている感じがするので、そこはやはり誠実な説明というのをしていくということをもう少し配慮されるということが、きっと大変重要だと思います。

ちょっと最後に別のことも。

○根岸部会長　今のことと関係ないですか。

○佐々木委員　今のと関係なく、全体のことなんです。

○根岸部会長　そうですか。ちょっとごめんなさい。そうしたら、この点については酒井委員がおられないので、ちょっと申しわけないですけれども、しかし最終的にはこの「考え方」というのも、この部会でもし何か追加するなら、当然してもよいのですよね。ですので、その点について、文言などはちょっとお任せいただいて、事務局と私でやらせていただくということで、それでご了解いただいてよろしいでしょうか。

はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは別のことで。はい、どうぞ。

○佐々木委員　せっかくなのでというか、全体的な進行なんですけれども、いつもこの席に座らせていただきながら思うんですが、前のモニターを使うことはないんですか。私がこの審議会に入ってから一度もこのモニターが使われていることがなくて、せっかくこの190ページにも及ぶデータは事前にPDFで頂いているのに、またプリントされて配られているのを見ると、政府の財政をどうやって少なくするかという中で、そして総務省の審議会においてこれはどうしたものかと。目の前にモニターがあるわけですから、配付する理由があまりなくて、事前に送っていただいているわけですから、各委員がPC持ってくる、私は持ってきているのはその資料を見たりしているわけなんですけれども、そういうことも可能ですし、そもそもモニターがあるわけで、壊れていないのであれば、紙の配付を禁止していただければありがたいなと思うので、これはご提案とご意見ということで、すみません。

○根岸部会長　わかりました。今のご意見はご意見として承りまして、ご検討いただくということに。ほかの委員はどうでしょうか。確かにおっしゃることはそのとおりで、事前に送っていただくのは事前に検討するという意味で。

- 佐々木委員　もう送っていただいているんです。
- 根岸部会長　そう、そう。それをそのまま持つてくるという。
- 佐々木委員　　というか、ここに映るんじゃないかと思うんですけれども。一般的に民間の会議であれば、ここにモニターがあれば必ずここに資料が映って、紙が配られることはもうなくなって。
- 根岸部会長　　いや、これは審議会でももちろん使ったことあると思いますけれども、この部会でどうなのかはわかりませんが、これは使ったことはあります。
- 佐々木委員　　ご提案です。
- 根岸部会長　　わかりました。それはご検討いただくということで、各委員の皆様のご意見もちょっと伺っていただきまして。ありがとうございました。
- 東海委員　　この部会がいつもここを使えるわけじゃないんですね。ですから、そういったようなこともしっかりと勘案しながらお考えいただくことと、さらにはそういう時代に合わせた形というのは私も前向きに考えるべきだと思いますけれども、そのまま、またいろいろな委員の姿勢というの、あるいは状況、環境の受けとめかたがありますから、慎重にご検討いただくことをお願いしたいと思います。
- 根岸部会長　　わかりました。それはそのようなことをご検討いただくということで。それでは、ほかはよろしいでしょうか。
- 今日の部会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

閉　　会